

## 議員提出第1号議案

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

第1条 島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成13年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条の表出雲選挙区の項中「8人」を「9人」に改め、同表雲南・飯石選挙区の項中「3人」を「2人」に改める。

第2条 島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第2項」の次に「、第4項」を加え、同条の表を次のように改める。

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
松江選挙区	松江市の区域	11人
浜田選挙区	浜田市の区域	3人
出雲選挙区	出雲市の区域	9人
益田選挙区	益田市の区域	3人
大田選挙区	大田市の区域	2人
安来選挙区	安来市の区域	2人
江津選挙区	江津市の区域	1人
雲南・飯石選挙区	雲南市及び飯南町の区域	2人
仁多選挙区	奥出雲町の区域	1人
邑智選挙区	川本町、美郷町及び邑南町の区域	1人
鹿足選挙区	津和野町及び吉賀町の区域	1人
隠岐選挙区	海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町の区域	1人

## 附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から、第2条の規定は平成27年3月1日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から施行する。
- 2 この条例中第1条の規定の施行の際現に島根県議会の議員の職にある者に係る各選挙区において選挙すべき議員の数については、その任期が終わる日までの間に限り、なお従前の例による。